平成22年3月26日

## 岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

## 岩手県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

## 改正前 改正後 別表第1 (第9条関係) 別表第1 (第9条関係) 試験の種類 試験の対象となる職 試験の種類 試験の対象となる職 職員採用I種試験 $(1)\sim(3)$ [略] 職員採用I種試験 $(1)\sim(3)$ [略] (4) 医療職給料表(2)の職務の級 (4) 医療職給料表(2)の職務の級 2級の職のうち栄養士、臨床心理 2級の職のうち臨床心理士又は医 士又は医療社会事業士の職 療社会事業士の職 (5) 市町村立学校医療職給料表の 職務の級2級の職のうち学校栄養 職員の職 (1)~(4) 「略] 職員採用Ⅱ種試験 $(1)\sim(4)$ [略] 職員採用Ⅱ種試験 (5) 市町村立学校医療職給料表の 職務の級1級の職のうち学校栄養 職員の職 [略] [略]

## 別表第2 (第9条の2-第10条の2関係)

試験の種類	職種区分	職種区分の対 象となる職	試験方法
職員採用Ⅰ種	一般行政	[略]	教養試験
試験			専門試験(多肢
			選択式)
			専門試験(記述
			式)
			論文試験
			人物試験(個別
			面接、集団討論、
			性格検査)
			身体検査
			人物調査
	社会福祉	主として社会	
		福祉に関する	
		知識等を必要	
		とする業務に	

別表第2(第9条の2-第10条の2関係)

試験の種類	職種区分	職種区分の対 象となる職	Ī	試験方法
職員採用I種	一般行政	[略]	<u>方</u>	教養試験
試験			<u>法</u>	専門試験 (
			<u>A</u>	多肢選択式
				<u>)</u>
				専門試験 (
				記述式)_
				人物試験(
				個別面接、
				集団討論、
				適性検査)
				身体検査
			<u>方</u>	教養試験
			<u>法</u>	<u>論文試験</u>
			<u>B</u>	人物試験(
				個別面接、

<u>1</u>	<u>心理</u>	職主として心理         学に関する知         識等を必要と         する業務に従         事することを         職務とする職	[略] 論文試験 建築設計製図( 建築の職種区分 に係る試験に限 る。)			<u>社会福祉</u>		<u>身体検査</u>   [略]   論文試験
		<ul><li>職等を必要と</li><li>する業務に従</li><li>事することを</li></ul>	論文試験 建築設計製図( 建築の職種区分 に係る試験に限			社会福祉	福祉に関する	
		する業務に従事することを	論文試験 建築設計製図( 建築の職種区分 に係る試験に限			<u>社会福祉</u>	福祉に関する	
		事することを	論文試験 建築設計製図( 建築の職種区分 に係る試験に限			<u>社会福祉</u>	福祉に関する	
			論文試験 建築設計製図( 建築の職種区分 に係る試験に限			社会福祉	福祉に関する	
		職務とする職	論文試験 建築設計製図( 建築の職種区分 に係る試験に限			社会福祉	福祉に関する	
			論文試験 建築設計製図( 建築の職種区分 に係る試験に限			社会福祉	福祉に関する	
			建築設計製図 ( 建築の職種区分 に係る試験に限					論文試験
			建築の職種区分に係る試験に限					
			に係る試験に限				知識等を必要	
							とする業務に	
			<u>る。)</u>	1			従事すること	
			I				を職務とする	
			人物試験(個別				職	人物試験(個別
			面接、集団討論、			<u>心理</u>	主として心理	
			性格検査)					適性検査)
			身体検査				識等を必要と	身体検査
			人物調査				する業務に従	
							事することを	
							職務とする職	  -
農	農学	[略]				農学	[略]	  -
	[略]	5-4-3				[略]	5-4-3	  -
	総合化学					総合化学	[略]	
	<u>栄養</u>	主として栄養	教養試験					
		指導に関する	専門試験(記述					
		知識等を必要	式)					
		とする業務に	論文試験					
		従事すること	人物試験(個別					
		を職務とする	面接、集団討論、					
		<u>職</u>	性格検査)					
			身体検査					
<b>学</b> 日松田東任	Γm/σ ¬		人物調査			Гшег		*/ <del>**</del> =\-F^
職員採用Ⅱ種	[略]	Γ <b>m</b> ⁄σ ¬	教養試験		職員採用Ⅱ種		ГшФЛ	教養試験
	警察事務	[略]	専門試験(多肢		試験	警察事務	[略]	
	社会福祉	主として社会	選択式)					Δ#4€- <del>1</del> Δ€
		福祉に関する	論文試験 / 個別					論文試験
	J	知識等を必要         とする業務に	人物試験(個別) 面接、性格検査					人物試験(個別

		従事すること	)
		を職務とする	身体検査
		<u>職</u>	人物調査
	栄養	[略]	[略]
			人物試験(個別
			面接、性格検査
			)
			身体検査
			人物調査
職員採用Ⅲ種	[略]		[略]
試験			人物試験(個別
			面接、 <u>性格検査</u>
			)
			身体検査
			人物調査
			[略]
			人物試験(個別
			面接、性格検査
			)
			身体検査
			人物調査
[略]			
警察官採用試	[略]		[略]
験			人物試験(個別
			面接、性格検査
			)
			[略]
			身体計測
			人物調査
[略]			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用Ⅰ種試験	試験を実施する日の属する年度の
	4月1日における年齢が21歳以上32
	歳未満の者(当該試験が前年度に実
	施した採用試験による任用候補者の
	不足を補うため又は前年度に採用試
	験を実施しないことにより任用候補
	者がないため実施するものであると

学養 [略] [略] 人物試験(個面接、 <u>適性格</u> ) 身体検査 [略] 職員採用Ⅲ種 [略] [略] 人物試験(個面接、 <u>適性格</u> ))			
栄養 [略] [略] 人物試験(個面接、 <u>適性格</u> )) 身体検査 [略] 職員採用Ⅲ種 [略] [略] 人物試験(個面接、 <u>適性格</u> ))			
人物試験(作面接、 <u>適性格</u> )) 身体検査 職員採用Ⅲ種 [略] [略] 試験 (作面接、 <u>適性格</u> ))			
人物試験(作面接、 <u>適性格</u> )) 身体検査 職員採用Ⅲ種 [略] [略] 試験 (作面接、 <u>適性格</u> ))			
面接、 <u>適性格</u> ) 身体検査 職員採用Ⅲ種 試験 「略」 人物試験(作 面接、 <u>適性格</u> )			
別	<u>全</u>		
り体検査  職員採用Ⅲ種 [略]   「略]   人物試験(個面接、 <u>適性格</u> )			
職員採用Ⅲ種 [略] [略] 人物試験(個面接、 <u>適性格</u> )			
大物試験(作面接、 <u>適性格</u> )			
大物試験(作面接、 <u>適性格</u> )			
面接、 <u>適性核</u>			
	国別		
	<u>全</u>		
身体検査			
[胟各]			
人物試験(作	到別		
面接、適性核	產		
身体検査			
[略]			
警察官採用試 [略] [略]			
験 人物試験(個	到別		
面接、 <u>適性核</u>	<u>全</u>		
[晔]			
身体計測			

[略]

別表第3 (第13条関係)

試験の種類	受験資格
職員採用Ⅰ種試験	試験を実施する日の属する年度の
	4月1日における年齢が21歳以上32
	歳未満の者(当該試験が前年度に実
	施した採用試験による任用候補者の
	不足を補うため又は前年度に採用試
	験を実施しないことにより任用候補
	者がないため実施するものであると

き(以下「特別募集であるとき」という。)は、22歳以上33歳未満の者)又は21歳未満の者(特別募集であるときは、22歳未満の者)で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者(以下「大学卒業者等」という。)であること。

なお、栄養の職種区分については 、栄養士法(昭和22年法律第245号) の規定による管理栄養士の登録を受 けた者又は採用までの間に登録を受 ける見込みの者であること。

職員採用Ⅱ種試験

試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者(特別募集であるときは、 20歳以上27歳未満の者)であること。 なお、更に社会福祉の職種区分の 対象となる職のうち法令の規定により資格を必要とする保育士、児童指 導員等の職については当該資格を、 栄養の職種区分については栄養士法の規定による栄養士の免許を、それ ぞれ取得した者又は採用までの間に 取得する見込みの者であること。

[略]

[略]

別表第4 (第14条関係)

選考により採用することができる職

1~3 「略]

4 その他の職

 $(1)\sim(3)$  [略]

- (4) 警察署に置かれる少年補導職員の職
- (5) [略]

き(以下「特別募集であるとき」という。)は、22歳以上33歳未満の者)又は21歳未満の者(特別募集であるときは、22歳未満の者)で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者(以下「大学卒業者等」という。)であること。

職員採用Ⅱ種試験

試験を実施する日の属する年度の 4月1日における年齢が19歳以上26歳未満の者(特別募集であるときは、 20歳以上27歳未満の者)であること。 なお、更に栄養の職種区分については、栄養士法(昭和22年法律第245号)の規定による栄養士の免許を取得した者又は採用までの間に取得する見込みの者であること。

[略]

「略]

別表第4 (第14条関係)

選考により採用することができる職

1~3 「略〕

- 4 その他の職
  - $(1)\sim(3)$  [略]
  - (4) 警察本部又は警察署に置かれる少年補導職員の職
  - (5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。